

## 青色事業専従者 ～親族への給与を経費にする～

令和5年3月作成



個人で事業を始める場合、「まずは自分一人で」という人も多いかもしれませんが、ある程度仕事が軌道に乗って手が足りなくなってきたときに**配偶者や子供など、同居している親族に仕事を手伝ってもらう**ようになることもあると思います。初めから事業規模がある程度の規模で収入も見込める場合などは初めからこれらの親族に給料を支払いたいという場合もあるでしょうし、逆に本人が高齢化して自分一人では仕事をやり切れなくなって親族に手伝ってもらう必要がある場合もあると思います。

しかし、「**生計を一にする親族**」（生計を一とは生活費のお財布が一緒になっているということなのですが、一般的には同居していれば食費や水道光熱費等のお財布は一緒だと思いますので、ここではわかりやすく以下「同居親族」と言います）**に対して支払った給料等はその事業の所得計算上、必要経費に算入できない**こととされています。つまり、**事業主から見れば、いくら配偶者が仕事をしてくれた対価として給料を支払ったとしても、その金額を必要経費にできない**ということになります。

では、同居親族はいくら仕事をして給料を払っても事業主から見ると払い損になってしまうのか、と言うと、**支払った給料について必要経費に算入できる特例**があります。それが一般的に「**青色事業専従者**」と呼ばれるものです。頭に「青色」とついていることから予想できますが、この特例を受けるためには前提として「**青色申告の承認**」を受けていることが必要です。また、「専従」という用語の意味は「その仕事だけに従事すること」ということです。つまり、基本的には**別の会社に「正社員」として勤めながら「青色事業専従者」になることはできない**のです。

また、青色事業専従者の特例の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年の3月15日（年の中で事業を開始した場合には事業開始から2か月以内）に①**青色事業専従者の氏名**、②その**職務の内容及び**③**給与の金額並びに**④その**給与の支給期**等を記載した「青色事業専従者給与に関する（変更）届出書」を提出する必要があります。②は「経理」、「営業」、「店舗販売課管理」等、④は「毎月25日」「毎月末」などと実際に応じて記載します。③「給与の金額」については、実際に支払う給料の額を記載しますが、支払額等届出内容に変更があった場合には変更の届出を出す必要があります。また、実際に支払った金額は無制限に必要経費にできるかと言うとそうではなく、実際の職務内容に応じて不相当とみなされた金額（たとえばレジ係を行っているだけなのに毎月500万円も給料を払うことなどは通常ないと判断される可能性は高いですね）は必要経費に算入できないとされてしまうこともあります。

また、青色専従者の届け出をしていなくても事業主の仕事に「専従」し、給料を支払うことがあるかもしれません。その場合、全額必要経費に算入できないというわけではなく、実際に支払った額のうち一定額（「配偶者85万円、その他の親族50万円」と、「その年分の事業に係る所得÷（専従者数+1）」のいずれか少ない額）までを必要経費に算入することが出来ます。

え！親族に払った給料って経費にならないの！？

青色事業専従者の届出すればいいのよ

